

(設置)

第 1 条 小金井市における保健福祉施策を総合的に推進することを目的とする小金井市保健福祉総合計画（以下「保健福祉総合計画」という。）の策定に当たり、広く学識経験者、保健・医療・福祉関係者及び一般市民の意見を反映させるため、小金井市保健福祉総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、検討した結果を市長に報告する。

- (1) 保健福祉総合計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の策定に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、12 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱する。

- (1) 一般公募による市民 4 人以内
- (2) 学識経験のある者 1 人
- (3) 福祉関係団体等に属する者 4 人
- (4) 前各号に掲げる者のほか、保健福祉総合計画策定に関係する機関に属する者 3 人

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

2 委員が欠けたときは、市長は、補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、下部組織として、次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 障害者専門部会
- (2) 高齢者専門部会
- (3) 健康増進専門部会

2 専門部会は、次に掲げる所掌事項について、個別計画案の作成を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

- (1) 障害者専門部会 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 高齢者専門部会 介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の策定に関すること。
- (3) 健康増進専門部会 健康増進計画の策定に関すること。

3 専門部会は、地域自立支援協議会、介護保険運営協議会及び市民健康づくり審議会に属する委員（以下「専門部会委員」という。）をもって構成する。

4 各専門部会にそれぞれ座長及び副座長を置く。

5 座長及び副座長は、各専門部会に属する当該専門部会委員の互選により選出するものとする。

6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 専門部会は、座長が招集し、主宰する。

8 専門部会は、必要に応じて専門部会委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼の支払)

第8条 委員会の委員及び専門部会委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(会議等の公開)

第9条 委員会及び各専門部会の会議は、公開とする。ただし、公開することが委員会及び各専門部会の運営に支障があると認められるときは、委員会及び各専門部会に諮って非公開とすることができる。

2 委員会及び各専門部会の会議録は、公開とする。ただし、非公開とされた会議の会議録にあっては、委員会及び各専門部会に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 委員会及び各専門部会の庶務は、次に掲げる部課が処理するものとする。

- (1) 委員会 福祉保健部地域福祉課
- (2) 障害者専門部会 福祉保健部自立生活支援課
- (3) 高齢者専門部会 福祉保健部介護福祉課
- (4) 健康増進専門部会 福祉保健部健康課

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年7月12日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。